

佐世保市立中学校夜間学級

設置基本方針



令和8年8月 一部改正

佐世保市教育委員会

1 佐世保市立中学校夜間学級設置に係る基本理念

1 夜間学級設置の主旨

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により義務教育を十分に受けられなかった方などに、教育を受ける機会を提供する（国籍を問わない）。また、学齢の中学生（不登校または不登校傾向にある生徒）が学べる場の選択肢として通級できるよう支援を行う。

2 夜間学級設置の視点

（1）自己実現の支援

進学や学ぶ喜び等、就学目的が多様であることを前提にしたうえで、生徒一人一人の思いを大切にし、それぞれが描く将来にわたる持続的な幸せのための自己実現を支援する。

（2）個に応じた学習の場の提供

生徒が主体的に学ぼうとする意欲に応えることができる、柔軟な教育課程を編成する。また、一人一人の学習習得状況を考慮しながら、小学校からの学び直し等、個別指導にも対応する。

(3) 多様性の尊重

年齢や国籍、不登校、その他状況が異なる多様な生徒が共に学び合いながら、お互いを理解し、認め合う人間関係を大切にする。

2 佐世保市立中学校夜間学級運営方針

- 1 開級場所：佐世保市立祇園中学校
- 2 開級形態：既存の中学校に、日課の異なる夜間学級として開級。
- 3 開級時期：令和7年4月
- 4 入学出願資格者：佐世保市在住または佐世保市への転居を予定している方で、中学校の就学義務年齢を過ぎた方のうち、中学校を卒業していない方、または卒業していても病気や不登校など様々な事情により十分に教育を受けられなかった方。なお、国籍を問わない。
- 5 入学対象者：佐世保市在住で、前項「入学出願資格者」の条件を満たす方。

- 6 入級対象者：佐世保市立中学校及び義務教育学校後期課程に在籍している不登校または不登校傾向にある生徒で、保護者の送迎による通級（在籍する中学校に籍を置いたまま夜間学級に通うこと）が可能な生徒。
- 7 入学・入級時期：入学は原則４月。入学希望者の事情や学習状況等を踏まえ、佐世保市教育委員会と校長が協議し、必要と認めた場合はこの限りではない。入級は随時受付。入学・入級のための面接及び体験入学については随時実施。
- 8 修業年限：原則３年。本人の希望や学力、就学状況、進路等を踏まえ、校長が必要と認めた場合は、この限りではない。
なお、上限を６年とする。
- 9 教育課程：中学校学習指導要領を踏まえた特別の教育課程を編成。学校教育法施行規則及び学習指導要領で示された全教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動）について、年間授業時数を７００時間程度に精選して実施。
- 10 食 事：学校給食は実施しない。

※改正履歴 発 行：令和７年２月
一部改正：令和８年８月